

1 障がい者の現状（人）（平成26年3月31日現在）

【身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）】

級	総数	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～
1	1,854	17	27	7	5	35	44	77	161	165	1,316
2	963	3	7	1	0	18	25	50	84	88	687
3	993	4	9	4	1	8	28	27	78	87	747
4	1,448	4	7	0	1	9	18	41	144	149	1,075
5	634	0	2	0	0	9	9	26	69	69	450
6	399	2	3	0	3	3	13	20	38	23	294
計	6,291	30	55	12	10	82	137	241	574	581	4,569

【知的障がい者数（療育手帳所持者数）】

【精神障がい者の受療状況】【精神障害者保健福祉手帳所持状況】

級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～
A	430	83	281	66
B	812	139	598	75
計	1,242	222	879	141

区分	計
入院患者数	99
通院患者数	1,697
合計	1,796

級	計
1	346
2	442
3	95
合計	883

2 地域の課題と今後の方向性

(1) 地域の課題

ア サービスの地域差～多様な地域性～

圏域面積は1,320k㎡と東西に広く、障がい者サービス量の地域差があることを踏まえ、障がい者の地域生活における自立のためには、各行政区⇒市町⇒広域等の生活圈域ごとに対応した障がい者サービス等※の提供方策(あり方)を検討する必要があります。(※福祉有償運送を含む移送サービスや地域コミュニティのインフォーマル支援等を含む)

イ 地域生活移行・定着

圏域の精神科病棟数の削減に伴い長期入院患者の地域生活移行が喫緊の課題であるほか、福祉施設長期入所者の高齢化・重度化を踏まえ、地域生活移行に加えて介護保険サービスへの移行も課題となっています。

ウ 相談支援体制

圏域での計画相談・地域相談(地域移行 地域定着)・基本相談支援体制構築のため、相談支援専門員の人員配置体制や人材育成方策、基幹相談支援センターの活用について圏域全体で検討を重ねていく必要があります。

エ 在宅障がい者への支援

在宅の重症心身障がいや行動障がいを有する方への支援(在宅介護の負担軽減)や、在宅介護者の高齢化を見据えた本人の長期的な生活の場の確保等が課題となっています。なお、親亡き後の居住支援としての地域生活支援拠点のあり方についても併せて検討を重ねていく必要があります。

また、災害時に備えて平時からの避難支援や安否確認の方策、福祉避難所の充実等を図る必要があります。

オ 療育体制

乳幼児期、学童期、高校の各段階で、境界域含め様々な障害に起因する不適応の問題が生じており、保護者、保育所、学校、障がい福祉サービス事業所等幅広い関係機関による対応を重ねていく必要があります。

カ 高齢者 ～介護保険等との連携～

主に日中活動系、入所系利用者の高齢化(利用期間の長期化)により、新規の利用が進まない状況も見受けられ、高齢利用者の意向も踏まえつつ、介護保険や老人福祉関連のサービス利用に向けた調整が課題となっています。

キ 医療と福祉の連携

精神障がい者や重症心身障害、難病患者等医療を要する方については、可能な限り医学的所見に基づく福祉サービスや医療と福祉が統合されたサービスの提供方策を講じていく必要があります。

ク 就労支援

平成 26 年度末の障がい者の求職登録者数は 1,048 人で、就業中 658 人のうち精神障がい者の就業者は 112 人(17%程)と身体・知的障がいと比べ低い割合となっています(一関公共職業安定所)。また、公的機関を含め障害者雇用率未達成の事業所もあり、障がい者雇用の拡大や定着を推進していく必要があります。

ケ 社会・経済生活への支援

障がい者の社会参加促進に向けては、地域社会全体に障がい者への理解を広げていく普及啓発が重要となるほか、障がい者差別の解消に向けた取組み、権利擁護に向けた成年後見制度、障がい者の就労の対価としての工賃の向上や民間住宅への入居支援に向けた取組も重要となります。

(2) 今後の方向性

障がい福祉サービス等の市町による一元的实施に向けて、次のとおり(後方)支援していきます

ア 地域自立支援協議会との協働

圏域では、一関市と平泉町、基幹相談支援センター(一関市社会福祉協議会)を事務局とした一関地区障害者地域自立支援協議会(地域生活移行、相談支援、子ども支援、就労支援、工賃改善の5つの専門部会)が設置されています。

これを踏まえ、地域自立支援協議会(各専門部会)と協働して、一人の障がい者への個別支援について、実践に繋がる具体的な検討と評価の積み重ねにより、以下の項目を達成する過程を通して、圏域総体としての障がい者支援体制を構築していきます。

①住民認知度の向上と信頼感の醸成

自立支援協議会(各専門部会)活動及び障がい者相談支援(窓口)に対する住民認知度の向上や信頼感の醸成に繋げていきます。

②支援の協働体制構築と人材育成

圏域内における支援事業の実施主体間での支援の協働化や役割分担といった体制構築に加え、その検討(評価)作業を通じて、経験の浅い相談支援従事者等の人材の育成・開発を図っていきます。

③分野を越えたネットワーク構築

福祉分野にとどまらない医療・介護・教育・労働・司法等のネットワークの必要性を具体的に共有することで、分野を超えた支援の連携や協働といった具体的実践に繋げていきます。

④障がい者支援等の評価体制

個別の(計画)相談支援のほか、障がい者差別及び虐待事案、地域の社会資源に至るまで、事務局を中心として評価を重ね、その結果を今後の圏域における適切な支援体制(標準化)や次期障がい福祉計画の策定に反映させていきます。

イ 県(保健福祉環境センター)の取組み

①住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進

「ひとにやさしい駐車場利用証制度」の適正な運用のほか、「両磐地域まちづくり探検隊」との協働により、観光地対策を含め住まいやまちのユニバーサルデザイン化を推進していきます。

②権利擁護

「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」に基づき、障がい者に対する不利益な取扱いの解消に向けた助言・調整を行うとともに、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」の平成 28 年度施行に向けた取組を推進していきます。

③情報・コミュニケーション支援

ろうあ者・盲ろう者相談員の設置により、市町と連携して情報・コミュニケーション支援の取組を推進していきます。

④就労支援

障害者就業・生活支援センターやハートフルショップいちのせきとの協働や障がい者就労支援施設等からの物品の優先調達等により、障がい者の就労支援や工賃の向上等に繋げていきます。

3 地域移行と一般就労移行の数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
平成25年度末現在の施設入所者数 (A)	248 人	圏域内からの施設利用者のうち、平成25年度末時点における入所施設の利用人員
平成29年度末の施設入所者数 (B)	238 人	平成29年度末時点における入所施設の利用人員
【目標値】削減見込み (A) - (B)	10 人	平成25年度末時点の施設入所者数から平成29年度末時点の施設入所者の削減見込み数
【目標値】地域生活移行者数	20 人	平成29年度までに地域移行する者の数

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数 値	備 考
平成24年度の一般就労移行者数	6 人	圏域内からの福祉施設利用者のうち、平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	14 人	圏域内からの福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を利用し、平成29年度において福祉施設を退所して一般就労する者の数
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数	27 人	平成25年度末時点における就労移行支援事業の利用者の数
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業利用者数	34 人	平成29年度末時点における就労移行支援事業の利用者の数
【目標値】平成29年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の全体に占める割合	50%	平成29年度末における就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の全体に占める割合 (※「就労移行率」: ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合)

(3) 地域生活支援拠点等

【目標値】 平成29年度末 (箇所)
1

(内訳)

市町村単独 (箇所)	圏 域 (箇所)
	1

4 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援事業等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

※サービス見込量は、圏域内市町村の見込量の合計です。

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見込量	利用者数		173	176
時間分			3,306	3,363	3,459
事業の実施に関する考え方	障がい特性に応じて、医療的ケアを含め、サービスの質的向上を図るとともに、現在提供されていない重度障害者等包括支援の提供に向けた検討を併せて行います。				
見込量確保のための方策	既存の事業者によるサービス提供のほか、民間事業者の積極的参入を促進します。				

(2) 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見込量	利用者数		373	379
人日分			7,465	7,585	7,705
事業の実施に関する考え方	介護を必要とする障がい者に、日中、質の高い介護と日中活動の場を提供します。				
見込量確保のための方策	既存の事業者によるサービス提供のほか、民間事業者の積極的参入を促進します。				

(3) 自立訓練（機能訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見込量	利用者数		2	2
人日分			40	40	40
事業の実施に関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院患者等を対象として、地域生活が可能となるよう身体機能の維持や回復に向けた支援を行います。				
見込量確保のための方策	既存の事業者によるサービス提供のほか、民間事業者の積極的参入を促進します。				

(4) 自立訓練（生活訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見込量	利用者数		15	15
人日分			180	180	180
事業の実施に関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院患者、特別支援学校の卒業者等に、地域生活が可能となるよう生活能力の維持や回復に向けた支援を行います。				
見込量確保のための方策	既存の事業者によるサービス提供のほか、民間事業者の積極的参入を促進します。				

(5) 就労移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	27	30	34
		人日分	537	599	683
事業の実施に 関する考え方	一般企業等への就労を希望する障がい者に、適性にあった職場探しや就労後の職場定着を行います。				
見込量確保の ための方策	既存の事業者によるサービス提供のほか、民間事業者の積極的参入を促進します。				

(6) 就労継続支援 (A型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	114	129	147
		人日分	2,397	2,706	3,090
事業の実施に 関する考え方	一般企業等への就労が困難な障がい者に、受入れ企業の開拓等、一般就労に向けた支援を行います。				
見込量確保の ための方策	既存の事業者によるサービス提供のほか、民間事業者の積極的参入を促進します。				

(7) 就労継続支援 (B型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	341	347	353
		人日分	6,180	6,200	6,760
事業の実施に 関する考え方	一般企業等への就労が困難な障がい者に、就労体験等、一般就労に向けた支援を行います。				
見込量確保の ための方策	既存の事業者によるサービス提供のほか、民間事業者の積極的参入を促進します。				

(8) 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	52	56	59
		人 分	52	56	59
事業の実施に 関する考え方	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関において質の高い機能訓練や日常生活の支援を行うため、関係機関や事業者と連携してサービス提供体制の構築を図ります。				
見込量確保の ための方策	既存の医療型施設により、概ね必要量を確保できる見込みです。				

(9) ①短期入所（福祉型）

サービス見込量 （月間量）	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	56	61	66
		人日分	383	415	447
事業の実施に 関する考え方	地域で生活する障がい者の介護者が病気や行事等の場合に、障がい者に対して短期入所（福祉型）サービスを提供します。				
見込量確保の ための方策	入所施設の定員削減に伴う空き居室の利用や民間事業者の積極的参入を促進します。				

②短期入所（医療型）

サービス見込量 （月間量）	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	3	4	5
		人日分	30	40	50
事業の実施に 関する考え方	地域で生活する障がい者の介護者が病気や行事等の場合に、障がい者に対して短期入所（医療型）サービスを提供します。				
見込量確保の ための方策	医療型施設の病棟増床により、必要量を確保できる見込みです。				

(10) 共同生活援助

サービス見込量 （月間量）	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	160	170	191
		人 分	160	170	191
事業の実施に 関する考え方	地域で自立した日常生活を営む上で必要となる援助や介護を行い、安定した地域生活の維持に向けた相談支援の充実を行います。また、地域自立支援協議会により世話人等の援助技術向上に向けた研修を行い、サービスの質の向上を図ります。				
見込量確保の ための方策	既存の事業者によるサービス提供のほか、民間事業者の積極的参入を促進します。				

(11) 施設入所支援

サービス見込量 （月間量）	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	248	244	238
		人 分	248	244	238
事業の実施に 関する考え方	施設に入所する障がい者に対して、質の高い介護サービスを提供します。				
見込量確保の ための方策	既存の入所施設により、必要量を確保できる見込みです。				

(12) 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	192	198	204
		人 分	192	198	204
事業の実施に 関する考え方	障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたマネジメントを行えるよう、サービス支給決定前にサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。 自立支援協議会活動を通して、相談支援体制の拡充に努めます。				
見込量確保の ための方策	既存の事業者(潜在有資格者の活用を含む)による相談支援のほか、民間事業者の積極的参入を促進します。				

(13) 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	6	7	7
		人 分	6	7	7
事業の実施に 関する考え方	施設や病院に入所(院)している障がい者等の地域生活への移行を推進するため、住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。				
見込量確保の ための方策	既存の事業者(潜在有資格者の活用を含む)による相談支援のほか、民間事業者の積極的参入を促進します。				

(14) 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	2	3	3
		人 分	2	3	3
事業の実施に 関する考え方	在宅の単身障がい者や、家庭の状況等により同居家族の支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談・訪問等の支援を行います。				
見込量確保の ための方策	既存の事業者(潜在有資格者の活用を含む)による相談支援のほか、民間事業者の積極的参入を促進します。				

(15) 児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	111	116	121
		人日分	334	349	364
事業の実施に 関する考え方	障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。				
見込量確保の ための方策	既存の事業所や民間事業者の積極的参入を促進します。				

(16) 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	99	99	99
		人日分	890	890	890
事業の実施に 関する考え方	学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。				
見込量確保の ための方策	既存の事業所や民間事業者の積極的参入を促進します。				

(17) 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	20	20	20
		人日分	20	20	20
事業の実施に 関する考え方	指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。				
見込量確保の ための方策	既存の事業所や民間事業者の積極的参入を促進します。				

(18) 医療型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	0	0	0
		人日分	0	0	0
事業の実施に 関する考え方	障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または治療を行います。				
見込量確保の ための方策					

(19) 福祉型児童入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	11	11	11
		人日分	11	11	11
事業の実施に 関する考え方	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与（福祉サービス）を提供します				
見込量確保の ための方策	既存の事業所により、必要量を確保できる見込みです。				

(20) 医療型児童入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	12	12	12
		人日分	12	12	12
事業の実施に 関する考え方	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与に、併せて治療（医療サービス）を提供します				
見込量確保の ための方策	既存の事業所により、必要量を確保できる見込みです。				

(21) 障害児相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	17	22	27
		人日分	17	22	27
事業の実施に 関する考え方	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとのモニタリング（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。				
見込量確保の ための方策	既存の事業者によるサービス提供のほか、民間事業者の積極的参入を促進します。				

5 市町村地域生活支援事業に関する事項（主な事業）

事業名	単位	27年度	28年度	29年度	備考
1 理解促進・研修啓発事業		有	有	有	実施の有無
2 自発的活動支援事業		有	有	有	実施の有無
3 相談支援事業					
(1) 障害者相談支援事業	か所	9	10	11	箇所数
基幹相談支援センター		有	有	有	設置の有無
(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業		有	有	有	実施の有無
(3) 住宅入居等支援事業	か所	有	有	有	実施の有無
4 成年後見制度利用支援事業	人	2	2	3	実利用見込者数
5 成年後見制度法人後見支援事業		無	無	無	実施の有無
6 意思疎通支援事業					
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	17	17	17	実利用見込件数
(2) 手話通訳者設置事業	人	1	1	1	実設置見込者数
入院時コミュニケーション支援事業	人	3	3	3	
7 日常生活用具給付等事業					
(1) 介護・訓練支援用具	件	6	6	6	給付等見込件数
(2) 自立生活支援用具	件	5	5	5	給付等見込件数
(3) 在宅療養等支援用具	件	19	19	19	給付等見込件数
(4) 情報・意思疎通支援用具	件	21	21	21	給付等見込件数
(5) 排泄管理支援用具	件	5,707	6,968	8,502	給付等見込件数
(6) 居宅生活動作補助用具 [住宅改修費]	件	7	7	7	給付等見込件数
8 手話奉仕員養成研修事業	人	10	10	10	講習終了見込者数
9 移動支援事業	人	97	105	111	実利用見込者数
	時間	4,845	4,796	4,952	延べ利用見込時間数
10 地域活動支援センター					
(1) 自市町村分	か所	3	3	3	箇所数
	人	210	220	220	実利用見込者数
(2) 他市町村分	か所	4	4	4	箇所数
	人	9	9	9	実利用見込者数
11 日中一時支援事業	件	73	81	86	実利用見込件数
12 自動車運転免許取得・自動車改造助成	件	8	8	8	実利用見込件数
13 訪問入浴事業	件	4	5	5	実利用見込件数